

市制施行 80 周年記念事業魅力発信冊子作成業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

市制施行 80 周年記念事業魅力発信冊子作成業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 31 日まで

(3) 目的

市制施行 80 周年を契機に、本市の魅力発信を目的とした冊子を作成し、本市の魅力を広く発信することで、市内の方には市の魅力を再発見し愛着を深めていただくとともに、市外の方には本市の知られざる歴史・伝統・文化を体感し、楽しみながら魅力を発見していただく。

また、守口市内での周遊性を高めることで、滞在時間の増加や観光消費額の向上及び再来訪を増やすことを目的とする。

2 業務の内容

上記「1 業務の概要 (3) 目的」を達成できるような魅力発信冊子作成（日本語版・英語版・繁体字版）に係る企画・構成・取材・撮影・ライティング・編集及びイラスト（地図マップを含む）等の作成・印刷等すべての業務。また、WEB 版の WEB ブック作成に係るすべての業務。

(1) 企画・構成・デザイン・制作作業（英語版および繁体字版の翻訳を含む）

- ① 守口市の認知向上と誘客促進につながる構成とし、守口市の魅力を効果的に伝え、市内外の方が訪れたいくなるようにすること。
- ② 本市を訪れる旅行者に対しても、移動ロスなく快適に周遊できる観光冊子とすること。
- ③ 本市がイメージできるような写真やイラストを掲載し、思わず手に取ってみたいくなるような冊子とするため、表紙のデザイン等を工夫すること。
- ④ 守口市内の周遊モデルコース（案）を 3 つ以上提案すること。
- ⑤ 周遊モデルコースは、地図による市内図で主要観光ポイントや公共施設の位置関係が分かるようにすること。
- ⑥ 主要観光ポイントについては、交通アクセス地図、拡大図（地図、略図）等により、来訪者が容易にその観光ポイントに行き着くことができるようにすること。
- ⑦ スポット紹介ページ等の個々の施設の紹介において、市ホームページ等の説明ページに直接アクセスできるよう二次元コードを併記し、その施設等の詳しい情報へたどり着きやすくする工夫をすること。
- ⑧ 守口市内での周遊性を高め、滞在時間の増加や再来訪を増やす工夫をすること。
- ⑨ 掲載候補物件リスト及び台割案を作成し市の担当者と協議すること。
- ⑩ 市が保有する写真やデザイン等を使用する場合は事前に協議すること。

(2) 取材・写真撮影等の情報収集業務

- ① 取材スケジュールを事前に市の担当者に共有し、承諾を得ること。

- ② 掲載先への取材交渉及び原稿作成については、受注者が行うこと。
- ③ 取材を行う前に、事前に対象者に同意を取り、取得した情報は個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、厳重に取扱うこと。

(3) 校正・校閲業務及び印刷製本・梱包納品業務

- ① 完成した冊子については、ネガティブチェックを行うとともに、完了後、書面で本市に報告すること。
- ② 翻訳については、機械翻訳は認めない。翻訳したものについては、ネイティブチェックをかけること。また、完了後、書面で本市に報告すること。

(4) 規 格

- ① 印刷部数：日本語版 25,000 部
英語版 1,500 部
繁体字版 1,500 部
- ② サイズ：A4 の冊子
- ③ ページ数：中とじ 16 ページ程度（表紙裏表紙含む）
- ④ 印刷：フルカラー印刷
- ⑤ 用紙：「ミューマット AY 57.5 kg」もしくは「マットコート紙四六判 90 kg ベース」
- ⑥ 納品形態は、100 部ごとにまとめた上で、段ボールに入れて納品すること。また、内容物が判別できるように、品名ラベルを貼ること。納品日時は市の担当者と調整すること。

(5) WEB ブックについて

- ① (1) (2) で作成した冊子を WEB ブックへ変換しデータ及び CD-ROM で納品すること。
- ② WEB ブックについては、PC・スマホ・タブレットで閲覧でき、ページの拡大縮小ができる機能をもたせること。

(6) プロモーションについて

完成した冊子については、受注者の SNS やホームページに掲載し、観光・おでかけへの関心が高い層に向けて情報発信すること。

3 デザイン

- (1) 表紙のデザインは、本市と協議の上内容に合致したデザイン案を 2 パターン以上作成し、本市へ提出すること。
- (2) デザイン校正などは必要に応じて行うこと。

4 著作権

制作に当たっては、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトなどを使用するときは著作権法に定められた手続きを行うこと。もし、

これらの問題が生じて、本市は一切の責任を負わない。

5 納品

- (1) 納品物
 - ①日本語版 25,000 部
 - ②英語版 1,500 部
 - ③繁体字版 1,500 部
 - ④WEBブックのデータ及びCD-ROM
- (2) 納品場所 守口市役所 4階 魅力創造発信課
- (3) 納品期限 令和8年10月20日(火)
- (4) 本業務により作成した冊子のデザイン、写真等すべての著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律第48号))、所有権をすべて本市に帰属させること。

6 その他

- (1) 受注者は、業務の実施にあたっては、市の担当者と緊密に打ち合わせを行い、市の担当者の指示に従うこと。
- (2) 本業務に係る全ての費用は、受注者の負担とすること。
- (3) 受注者は、この契約に関して、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (4) 受注者は業務完了後速やかに、事業報告書を提出すること。また、本市は委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとする。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。
本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者が協議の上定めること